

就学時健康診断 Q & A

Q1 封書で通知された小学校で受けられないのですが、どうすればよいですか。

- A 他の小学校でも受けることができます。日程表を確認していただき、変更を希望する場合は、検診器具等準備の関係上、当初予定日または変更希望日のどちらか早い日付の1週間前までに健康教育課へ連絡してください。

Q2 「お知らせ(通知)」を紛失しました。どうすればよいですか。

- A 早めに健康教育課（082-504-2491）へ連絡してください。関係書類を再度送付します。

Q3 広島市へ転居するので、どうすればよいですか。

- A 転居前に、既に就学時健康診断を受けられている場合は、本市で受けていただく必要はありません。転居前に就学時健康診断を受けずに、本市へ転入された場合には、転入先（住所）の学校で受けることができます。早めに健康教育課まで連絡し、住所をお知らせください。関係書類を送付します。
※ 転居時期によっては、すでに就学時健康診断が終了している場合があります。（令和7年度の最終実施日は12月10日）その場合も、健康教育課へ連絡してください。

Q4 広島市以外へ転出(市内⇒市外)するので、どうすればよいですか。

- A 健康診断実施日まで広島市に在住する場合は、健康診断を済ませて転出してください。その場合、健康診断を受ける学校で広島市外へ転出することを伝えてください。
転出（市外）先での受診を希望する場合は、転居予定先の教育委員会に問い合わせてください。

Q5 広島市内で転居(市内⇒市内の異動)するので、どうすればよいですか。

- A 健康診断実施日まで現住所に在住する場合は、「お知らせ(通知)」の小学校で受けてください。その際、受付で転居予定の旨を伝えてください。
なお、転居先の学校での健康診断を希望する場合は、「お知らせ(通知)」に同封しています「就学時健康診断について(お願い)」に会場変更手続の詳細が載っています。ご確認の上、早めに手続をしてください。

Q6 就学時健康診断の結果は、どうなるのですか。

- A 健康診断結果は、お帰りの際に受診校にて保護者（同伴者）へお知らせします。
各小学校では健康診断結果を、就学時健康診断票に整理し、就学児の在学中保管します。
受診した小学校以外の広島市立小学校へ入学する場合は、就学予定校を受診した小学校へ御連絡ください。就学時健康診断票を就学予定小学校へ送付する手続を行います。

Q7 都合により受けることができない場合は、どうすればよいですか。

- A 就学時健康診断を受診されていなくても、入学には差し支えありません。ご家庭でお子様の健康状態をみていただき、入学までに必要な治療等があれば、かかりつけ医等へ御相談ください。就学予定小学校に、診断書等を提出する必要はありません。
その他、入学にあたって特別に心配なことがありましたら、入学予定小学校長へ御相談ください。

Q8 「お知らせ(通知)」に記載されている小学校以外の小学校に入学したいのですが、手続はどうすればよいですか。

- A お子様の入学する学校は、保護者の住所によって指定され、「指定学校変更許可基準」に該当する場合のみ入学する学校の変更が可能となります。
広島市ホームページに関連情報（新1年生の入学、小学校・中学校の通学区域一覧、指定学校変更許可基準など）を記載していますので、御覧ください。
お子様の入学する学校については、令和8年1月末頃、学事課から送付する「入学通知書」により案内されますが、学校の変更を希望する場合の手続は、入学通知書受け取り後に行っていただくことになります。
(学校の変更・入学に関する問合せ先 教育委員会総務部学事課 電話：082-504-2975)

入学する学校の変更を御希望の場合であっても、就学時健康診断は、「お知らせ(通知)」に記載されている学校で受けていただいてもかまいません。(他の学校で受ける場合は、Q1を御参照ください。)

(問い合わせ先) 広島市教育委員会学校教育部健康教育課 電話：082-504-2491